

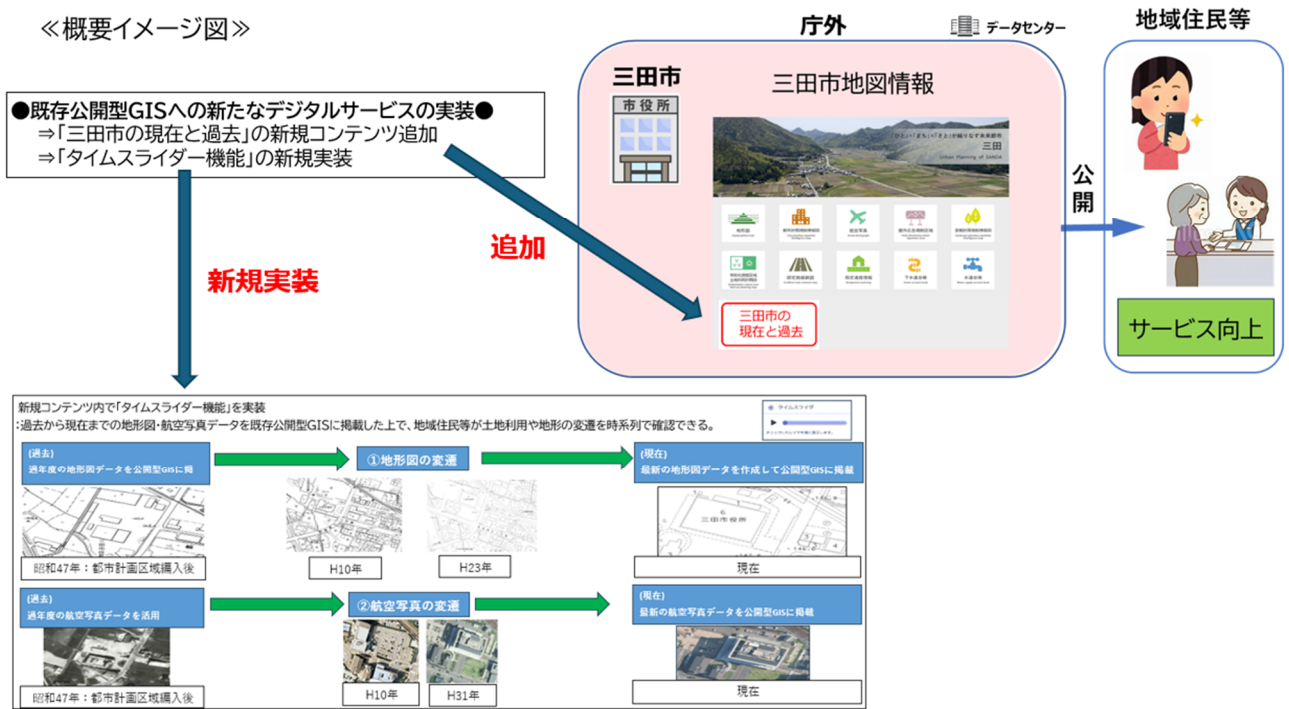
ICT 技術を活用したデジタルサービス実装による  
地域住民等サービス向上事業業務委託  
基本仕様書

1. 適用範囲

本基本仕様書は、三田市（以下、「発注者」という）が受託者に委託する「ICT 技術を活用したデジタルサービス実装による地域住民等サービス向上事業業務」（以下「本業務」という）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、内閣府所管「地域未来交付金」に採択された事業である。本市では、地形図情報等に関する情報公開が不十分であるため、公開型 GIS 上において、過去から現在までの土地利用や地形の変遷を可視化できる新たな機能を実装することで、インターネット上からこれらの情報を 24 時間 365 日、誰でも確認できる環境を整備し、地域住民等の利便性向上および地理情報の利活用促進を図ることを目的とする。



3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4. 業務内容

(1) 本業務における作業内容の概要は、次のとおりとする。

- ①計画準備・資料収集整理
- ②打合せ等

③令和 8 年度公開用地形図作成

作業数量 210.32 km<sup>2</sup> (市街化区域 18.5 km<sup>2</sup>、市街化調整区域 191.82 km<sup>2</sup>)

④過年度公開用データ作成

(1)過年度の公開用地形図作成 (3 カ年分)

(2)過年度の公開用航空写真作成 (4 カ年分)

⑤システムセットアップ

(2) 機能構築の基本方針

①土地利用等の変遷を可視化できる機能の採用

過去から現在までの土地利用や地形の変遷を可視化できる新たな機能の構築。

②地理情報の有効活用

ユーザー目線に立った、新たに構築する機能の円滑な操作や利活用方法の周知など、地域住民等の幅広い利用促進に資すること。

新たに構築する機能が地域住民等の利便性向上及び利活用促進に資すること。

5. 共通事項

(1) 計画準備

業務の目的を把握するとともに仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

資料収集整理は、貸与資料及び本業務で必要となる資料を収集し、後続作業が円滑かつ効率的に進むよう体系的に整理するものとする。

(3) 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

なお、着手時及び業務の区切りにおいて、発注者と受託者は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

また、受託者は仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

6. 機能構築

(1) 令和 8 年度公開用地形図作成

①地形図修正

- (1)「令和7年度「三田市航空写真撮影業務」（三田市税務課実施）」で取得した最新の空中写真撮影成果と発注者から貸与する県砂防基盤図データ等を用い、既存の発注者数値地形図（レベル2,500）の修正を行うものとする。実施にあたっては、規程に準拠するものとする。
- (2)発注者の所有する発注者数値地形図データの一部（次表）は、地図情報レベル500またはレベル1,000である。数値地形図修正にあたっては、同レベルを維持するために必要な作業(修正数値編集等)を、規程に準拠し、以下の点に注意して実施するものとする。

地物名称	地物定義	既存数値地図の取得基準
道路	一般交通の用に供する道路及び私有道路の境界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市における認定道路は、道路台帳現況平面図等担当課資料をもとに 修正数値編集を行い、道路部の外縁を取得（レベル500、1,000）</li> <li>・上記以外の道路は、経年変化箇所を特定後、航空写真による修正図化を行いレベル2,500の道路を取得</li> </ul>
歩道	歩行者や自転車の通行の用に供するために工作物などにより区画して設けられている道路の部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市における認定道路は、道路台帳現況平面図等担当課資料をもとに 修正数値編集を行い、歩道を取得（レベル500、1,000）</li> <li>・上記以外の道路は、経年変化箇所を特定後、航空写真による修正図化を行いレベル2,500の歩道を取得</li> </ul>
道路（面）	車道、歩道、分離帯からなる人や車両の通行に供する土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記による取得情報を基に、道路（面）を取得</li> </ul>

■道路台帳現況平面図を用いた修正量（H24 度以降を想定：三田市全域）

新規路線（1/500）18km、修正（1/500） 21km

ア) 作業計画

作業計画は、工程毎に作業の方法、使用機器、要員、日程等について作業計画の立案を行うものとする。

イ) 予察

予察は、空中写真と既存数値地形図データによりの点検及び修正個所の抽出等を行うものとする。

- (3)予察結果は、空中写真と既存数値地形図データを重ね合わせ、修正範囲を空中写真図上に整理するものとする。

ア) 現地調査

現地調査は、予察で抽出した経年変化箇所について作成する地形図と同等に引伸ばした空中写真を用い、現地において、地形図を作成するために必要な各種表現事項、名称等、図式を考慮して調査する。その結果を空中写真に記入し、後続作業である修正数値図化、修正数値編集に必要な資料を作成するものとする。

イ) 修正数値図化

撮影カメラの空間的位置情報を POS 解析,ブロック調整処理結果を基に国土地理院での運用歴

のある数値図化機を用いて再現する（ステレオモデルの形成）。現地調査資料を参考に地形図に必要な地形、地物等のデータ取得及び記録を行うものとする。数値図化データの点検は以下の点に留意し実施するものとする。

I.取得漏れ、平面位置及び標高の誤りの有無

II.接合の良否

III.標高点の位置、密度、測定値の良否

IV.地形表現データの整合

ウ) 修正数値編集

数値図化で取得された各種データの現地調査資料を参考に数値編集システムのグラフィックディスプレイ上で対話処理により数値図化データの編集を行うものとし、編集結果の点検には、目視と点検プログラムによる論理点検を行うものとする。

エ) DMデータファイル更新

所定の仕様に基づくデータフォーマット（DM形式）に従い、電子記録媒体に格納するとともにデータ説明書を作成するものとする。

オ) 道路縁数値化

道路台帳現況平面図等担当課資料をもとに 修正数値編集を行い、道路部の外縁及び歩道を取得（レベル500、1,000）するものとする。

それ以外の道路、歩道は経年変化箇所を特定後、航空写真による修正図化を行いレベル2,500の道路を取得するものとする。

カ) DMデータファイル更新

所定の仕様に基づくデータフォーマット（DM形式）に従い、電子記録媒体に格納するとともにデータ説明書を作成するものとする。

## ②地図編集

(1)本業務で修正されたレベル2,500数値地形図データを用い、縮小数値編集及び図式数値編集を行い、レベル10,000及び25,000数値地形図データ（以下「縮小編纂原図データ」という。）を作成するものとする。

(2)縮小編纂図データの作成にあたっては、地図情報レベル10,000または25,000の表現項目及び図式項目を考慮した数値編集を行うものとする。

(3)発注者と受託者が協議のうえ、線種・記号の変更、文字サイズ、重複注記の削除、等高線の編集、採用及び不採用データの選択等を行い、その他表現項目の数値編集を行いレベル10,000または25,000の縮小編纂図データを作成ものとする。

## ③都市計画図データ点検

(1)本業務で修正されたレベル2,500数値地形図データとの整合性を保つため、都市計画情報データを修正するものとする。

(2)数値地形図データ上に、既存の都市計画施設及び既存都市計画地域地区等の都市計画データをオーバーレイさせ、位置的なズレ、相違等の点検を行い、ズレ、相違が発見された場合は、出力

図を作成し、発注者と協議の上、報告書にその事由をまとめるものとし、修正指示があったものについてはデータ修正を行うものとする。

(3) 現行の都市計画印刷図データを修正するものとする。

(4) 発注者計画情報データの階層は別表のとおりである。

(別表) 都市計画情報のデータ階層

階層名称		階層名称	
1	都市計画区域	3 8	都市計画公園
2	区域区分	3 9	都市計画公園 (注記)
3	用途地域	4 0	都市計画緑地
4	用途地域 (建ぺい容積率記号)	4 1	都市計画緑地 (注記)
5	用途地域 (寸法記号)	4 2	その他の都市計画施設
6	用途地域 (境界線)	4 3	その他の都市計画施設 (名称)
7	用途地域 (外壁後退線)	4 4	土地区画整理事業
8	特別用途地区	4 5	土地区画整理事業 (注記)
9	特別用途地区 (注記)	4 6	新住宅市街地開発事業
1 0	高度地区	4 7	新住宅市街地開発事業 (注記)
1 1	高度地区 (名称記号)	4 8	工業団地造成事業
1 2	高度利用地区	4 9	工業団地造成事業 (注記)
1 3	高度利用地区 (名称)	5 0	市街地再開発事業
1 4	防火地域	5 1	市街地再開発事業 (注記)
1 5	防火地域 (名称)	5 2	屋外広告物
1 6	生産緑地地区	5 3	屋外広告物禁止区域
1 7	生産緑地地区 (地区番号)	5 4	広告景観モデル地区
1 8	地区計画区域	5 5	屋外広告物禁止区域 (記号)
1 9	地区計画区域 (名称)	5 6	履歴屋外広告物
2 0	地区計画区域内地区	5 7	違反広告物
2 1	地区施設 (公園)	5 8	履歴違反広告物
2 2	地区施設 (道路)	5 9	景観計画区域
2 3	集落地区計画区域	6 0	景観計画区域内地区区分
2 4	集落地区計画区域 (名称)	6 1	景観計画区域内指定道路
2 5	集落地区計画区域内地区	6 2	景観計画道路
2 6	集落地区施設 (道路)	6 3	景観計画公園
2 7	都市計画道路	6 4	景観計画河川
2 8	都市計画道路 (形状線)	6 5	公共汚水
2 9	都市計画道路 (注記)	6 6	公共雨水
3 0	都市計画道路 (起終点)	6 7	土地利用規制現況 (都市計画基礎調査)
3 1	都市計画道路 (旗揚げ)	6 8	現況調査 (R2 国調D I D)

3 2	交通広場	6 9	現況調査（道路供用不足）
3 3	都市高速鉄道（線路部）	7 0	現況調査（公園供用不足）
3 4	都市高速鉄道（起終点）	7 1	現況調査（未供用）
3 5	都市高速鉄道（主要施設）	7 2	バス路線
3 6	都市計画駐車場	7 3	バス停留所
3 7	都市計画駐車場（注記）	7 4	地番図
		7 5	地番図（注記）

※上記以外に都市計画情報の過去データがある。

## （２）過年度の公開用データ作成

### ①過年度の公開用地形図作成

（１）市から貸与する過年度の地形図データ（３ヵ年分）を公開型GISにセットアップできるようにデータを作成するものとする。

### ②過年度の公開用航空写真作成

（１）市から貸与する過年度の航空写真データ（４ヵ年分）を公開型GISにセットアップできるようにデータを作成するものとする。

## （３）データセットアップ

①公開型 GIS 上において、過去から現在までの土地利用や地形の変遷を可視化できる機能を構築し、前条までに作成した最新の地形図情報および過去から現在までの地形図・航空写真データ等をクラウド形式（Internet-ASP形式）に適切にセットアップすることで、地域住民等がインターネット環境により利用できるようにするものとする。

なお、以下の公開型GISの基本機能を有することとする。

### ②各種図面の背景図

各種図面の背景図は発注者が共通基盤地図としている地形図とする。その他必要な図面は別途、協議のうえ定める。

#### 【背景図一覧】

No.	データ名称	担当課	データ形式
1	地形図データ	都市デザイン課	DM・Shape 形式 TIFF・TFW 形式
2	航空写真データ		TIFF・TFW 形式

### ③機能

構築する公開型GISについては「別紙：機能要件表」を満たすものとする。

### ④アンケート調査

事業内容及び普及・定着の取組みを改善・向上させていくため、お客さまの要望やニーズ、満足度などの把握を目的としたインターネットアンケートを実施するものとする。

#### ⑤データセンター要件

公開型GISは、原則クラウド方式とし、これらのデータセンターは、下記のとおり、必要なセキュリティ対策が講じられているものとする。

- (1)データセンターは国内に設置された専用施設で、耐震もしくは免振構造で震度6弱程度に耐える建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策が行われていること。
- (2)データセンターの設備について、電源や空調及びネットワークがすべて冗長化されていること。また非常用電源設備（自家発電機）を備えていること。
- (3)データセンターは外部からの侵入や破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
- (4)データセンターの入室に際しては、ICカードや静脈認証等の認証に基づき、365日24時間の監視カメラや防犯センサーによる監視を行っていること。また入退室記録を整備し、保存していること。
- (5)データセンターは、ISO/IEC 27001(ISMS)の認証を受けていること。
- (6)データセンターが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の認証を受けている場合は、利用するクラウドの登録番号と名称を提示すること。

#### ⑥非機能要件

- (1)システムを提供する受託者は、冗長化されたサーバ構成でシステムを運用すること。
- (2)本市とシステムを提供する受託者との間で、原則Service level Agreement（SLA）の締結が可能なこと。この場合、月間のサービス稼働率は99.5%以上とする。稼働状況を毎月報告すること（レポート提出可）。SLAの締結が困難な場合は、代替手段を提示すること。
- (3)システムを提供する受託者は、計画的にシステムを停止する場合、施設利用者への影響を考慮し、遅くとも停止する7日前までに本市へ通知すること。その際、クラウドサービスの利用に支障が出ないよう代替手段を提示すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4)システム運用中に公開される各種端末のOSやブラウザのバージョンアップに速やかに対応し、システム側の要因により使用できない期間が発生しないようにすること。
- (5)システムを提供する受託者は、システムに係るソフトウェア等のバージョンアップが発生した場合は、速やかに対応すること。
- (6)システムを提供する受託者は、システムのデータのバックアップやサーバの運用監視・保守を実施すること。
- (7)システムを提供する受託者は、システムへの不正な侵入の防止や障害発生の予防、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全の対策を講じること。
- (8)システムを提供する受託者は、ログを取得、管理及び分析することにより、システム障害やセキュリティインシデント等の未然検知に努めること。
- (9)システムを提供する受託者は、システムの障害が発生した場合、速やかに復旧に努めること。データが消失した場合は、バックアップデータを用いて、少なくとも前日の状態に復旧できるように努めること。

(10)システムを提供する受託者は、契約終了時、データ引継ぎ等の処理を完了した後、受託者が保持しているデータを適切に削除すること。その削除が完了した旨を証明書にて本市に提出すること。

(11)システムを提供する受託者は、施設予約システムで取り扱うデータを、本市の承諾なしに複製又は複製しないようにすること。また本市が事前に承諾した場合を除き、第三者に提供されないようにすること。

## 7. 準拠する法令等

(1) 本業務は、本仕様書によるほか、次の各種法令・規程等に準拠して実施するものとする。

- ①地理空間情報活用推進基本法
- ②測量法
- ③国土交通省公共測量作業規程
- ④国土交通省作業規程の準則
- ⑤国土地理院測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル
- ⑥国土交通省都市計画GIS導入ガイダンス
- ⑦発注者公共測量作業規程
- ⑧発注者個人情報保護条例
- ⑨都市計画法
- ⑩作業規程の準則
- ⑪地理情報標準プロファイル2014
- ⑫地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS 2014版
- ⑬その他関係法令及び諸規則

## 8. 業務の従事者

(1) は秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の技術者を配置し、契約日より3ヶ月以上の雇用関係であり、以下の職責はかねることは出来ないものとする。

(2) 管理技術者は、測量士またはRCCM(都市計画)の資格及び過去10年間に同種業務(地形図作成及び公開型GIS構築業務)の実務経験を有する技術者を配置するものとする。

(3) 照査技術者は、空間総括管理技術者の資格及び過去10年間に同種業務(地形図作成及び公開型GIS構築業務)の実務経験を有する技術者を配置するものとする。

## 9. 個人情報保護・セキュリティ対策

(1) 受託者は、個人情報保護法(施行令や施行規則含む)や三田市個人情報保護法施行条例、及び三田市情報セキュリティポリー等の各規定を遵守すること。

(2) 受託者は、本事業の実施にあたり知り得た情報(個人情報・機密情報)を、目的外に利用することや、発注者の許可なく第三者に提供しないこと。なお、契約期間が終了した後も同様とする。

(3) 受託者は、情報セキュリティの遵守事項に違反する事項が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(4) 受託者は再委託に対する監督責任を有することから、個人情報保護やセキュリティ対策について必要な措置を講じること。また連携先の事業者に対しても、遵守を求めること。

(5) 受託者は自らプライバシーポリシーを策定して公表するとともに、ISO/IEC 27001(ISMS) と ISO/IEC 27017(ISMS)の認証を取得していること。

#### 1 0. 官公庁その他への諸手続

(1) 受託者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続について、委託者と協議のうえ、受託者において迅速に処理しなければならない。

(2) 受託者は、関係官公庁その他に対して交渉を要する場合または交渉を受けた場合は遅滞なくその旨を委託者に申し出て協議するものとする。

#### 1 1. 資料の貸与及び返却

発注者は本業務実施のため必要な資料を受託者に貸与するものとする。受託者は貸与される資料について、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、亡失等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。貸与時期および期間は、発注者と協議の上定めるものとする。

なお、本業務の実施にあたり、貸与する資料等は次のとおりとする。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 数値地形図データ (地図情報レベル2,500、 R2・H23、DM形式)  | 1 式 |
| (2) 数値地形図データ (地図情報レベル10,000、 R2・H23、DM形式) | 1 式 |
| (3) 数値地形図データ (地図情報レベル25,000、 R2・H23、DM形式) | 1 式 |
| (4) 県砂防基盤図データ(R4、DM形式)                    | 1 式 |
| (5) 過年度地形図データ(3ヵ年分、DM・Shape・TIFF・TFW形式)   | 1 式 |
| (6) 過年度空中写真 (4ヵ年分、TIFF・TFW形式)             | 1 式 |
| (7) 都市計画情報データ(Shape形式)                    | 1 式 |
| (8) 発注者都市計画基本図データ製品仕様書                    | 1 式 |
| (9) 発注者都市計画基本図データ品質手順書                    | 1 式 |
| (10) 都市計画情報データファイル説明書                     | 1 式 |

#### 1 2. データの授受

本業務に必要な機密情報を含むデータの授受において、セキュリティーボックスを使用する等、安全・確実な方法で行うものとする。授受を行うデータについては、本業務担当者以外の第三者が容易に解読できないように暗号化処理を行うものとする。

#### 1 3. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。詳細については、業務開始時に発注者と協議の上決定するものとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 製品仕様書 (品質評価手順書) | 1 式 |
| ①製品仕様書              | 1 式 |
| ②品質評価手順書            | 1 式 |

③品質評価表	1 式
④メタデータ	1 式
(2) 令和8年度公開用地形図作成	
①2,500数値地形図データファイル	1 式
②10,000数値地形図データファイル	1 式
③25,000数値地形図データファイル	1 式
④都市計画情報データ	1 式
⑤印刷データ 1/10,000地形図 (B1版、B2版)	1 式
⑥印刷データ 1/25,000地形図 (B1版1面)	1 式
(3) 過年度の公開用データ作成	
①過年度の公開用地形図作成	1 式
②過年度の公開用航空写真作成	1 式
(4) 公開型GIS	1 式
(5) アンケート調査結果	1 式
(6) 公共測量申請及び報告手続き関係資料	1 式
(7) 打合せ協議録	1 式
(8) 業務報告書	1 式
(9) その他業務提案による成果品	1 式

※備考：公共測量届出ならびに製品仕様書に関する支援を行うものとする。

#### 1 4. 成果品検定

- (1) 受託者は、本業務の測量成果の精度及び品質の管理を行うため、規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けるものとし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するものとする。なお、検定合格までの手続きに必要な費用は、全て受託者が負担するものとする。
- (2) 成果検定の受検数量については、規程に準拠し以下の数量を予定しているが、詳細については発注者と受託者で協議の上、決定するものとする。

#### 1 5. 予算

委託料の見積もり限度額は、48,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

#### 1 6. その他

基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務内容の詳細については、契約の相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。

要件定義				
機能分類体系			要件	区分
大項目	中項目	小項目		
共通事項	サービス提供環境	機器環境	以下の機器環境で利用可能であること。OS・ブラウザのバージョンについては、記載のない限り過去3年以内に発売された主要機種に対応すること。また、利用環境においては、Java、ActiveX、.NET Framework等のプログラムを別途必要としないこと。 利用者側： ・機器：PC、スマートフォン・タブレット ・OS：Windows OS、Mac OS、Android、iOS及びiPad OS ・対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Apple Safari 管理者側： ・OS：Windows10以降 ・対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox	必須
		ネットワーク環境	以下のネットワーク環境で利用可能であること。また、インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 利用者側：インターネットで動作すること。	必須
		データ管理	データのバックアップについては以下のとおりとする。 環境：本番環境が搭載されているサーバーとは異なる環境に取得すること。 間隔と世代数：日次で3世代以上保有すること。	必須
		サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。	必須
	デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。	必須
		操作性	利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。	必須
		アクセシビリティ	「JIS X8341-3：2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。	必須
	情報セキュリティ	システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要なログ情報を取得すること。	必須
		アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。	必須
		不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。 システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	必須 必須
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	委託者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し発注者に提供すること。	必須
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。	必須
	利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとる機能を有すること。	必須
	問い合わせ機能	—	問い合わせ方法に関する情報が掲載できること。	必須
	統計機能	—	システム・サービスの運用状況や利用状況（アクセス数など）を定期又は任意の時点で集計する機能を有すること。	必須
関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に関係する関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。	必須	
著作権	—	第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。	必須	

利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けのトップページを設置し、以下の内容を表示すること。また、利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。 ・システム名称 ・各地図ページへのリンク ・操作マニュアルへのリンク ・アンケートページへのリンク ・コピーライト表記 等	必須
			利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。 現行システムのトップページによらず、デザイン・構成案を新規に作成し提案すること。	必須 必須
地図表示機能	背景図	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	必須
		背景図	背景図は、広域を表示する際は情報を適切に間引くなど表示縮尺毎に適切に表示されるように設定できること。	必須
		背景図	地形図、背景用民間地図等の元データがベクタレイヤの背景図については、タイル画像化して表示できること。	必須
	凡例機能		表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。	必須
	地図表示	地図表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。	必須
		地図表示	表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。	必須
		地図表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。	必須
		地図表示	異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。	必須
		地図表示	並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。	必須
		地図表示	施設情報や地図コンテンツと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。	必須
		地図表示	利用速度等を考慮しない場合、同時に10以上のレイヤを重ね合わせて表示可能であること。	必須
		地図表示	地図の表示位置を変更せず、別テーマの地図に表示を切り替えられること。	必須
		地図表示	背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。	必須
		地図表示	表示している地図の内容を表示できるURLを表示できること。	必須
	索引図表示	索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。	必須
		索引図表示	索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。	必須
	主題情報・シンボル情報	主題情報・シンボル情報	図形情報に対応するポイント（点）、ライン（線）、ポリゴン（面）を表示できること。	必須
		主題情報・シンボル情報	図形（アイコンシンボル、線、面）の表示設定は、複数色、複数種類から選択できること。	必須
		主題情報・シンボル情報	点レイヤと属性情報で構成されるシンボル情報を表示できること。また、点レイヤはアイコンとして表示できること。	必須
		主題情報・シンボル情報	アイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。	必須
主題情報・シンボル情報		属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できること。	必須	
主題情報・シンボル情報		属性情報の値（角度）に従い、ラベルやアイコンを回転してを地図上に表示できること。	必須	
関連ファイル	関連ファイル	縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。	必須	
	関連ファイル	施設情報や地図コンテンツに関連ファイルを設定できること。	必須	
	関連ファイル	アイコン、線レイヤ及び面レイヤをクリックすることにより、関連ファイルを表示できること。	必須	
拡大縮小	拡大縮小	画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。	必須	
	拡大縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること。	必須	

		表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を指定し拡大できること。	必須
		レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。	必須
		マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小できること。	必須
	移動	マウス操作により表示地図の任意の箇所1点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示できること。	必須
		画面上に表示されるボタン等により、地図を任意の方向に一定割合で移動できること。	必須
		マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること。	必須
	URL・QR	表示した位置情報をURL出力できること。	必須
レイヤ管理等	レイヤ表示等	線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。	必須
		レイヤ単位及び分類単位で表示・非表示の切り替えができること。	必須
属性機能	属性情報設定	テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。（事業者による対応でもよい。）	必須
	属性情報表示	地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。	必須
	属性一覧	地図上の地物の属性一覧を表示できること。	必須
	属性検索	属性一覧画面から地物を検索できること。	必須
	属性データ型	属性情報として以下のデータ型を設定できること。 数値、文字列、URLなど	必須
		URLについてはハイパーリンクとして表示できること。	必須
検索機能	住所検索	住所情報による地図検索ができること。	必須
		住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「一」「ー（長音）」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。	必須
		住所情報をプルダウンやボタンで選択して指定する場合、数字は昇順（1、2、3、、10、11、12、、）で表示すること。	必須
	地番検索	市が保有する地番参考図を元に、地番情報による地図検索ができること。	必須
		地番の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「一」「ー（長音）」による表示等、想定される地番表記に対して対応できること。	必須
		地番情報をプルダウンやボタンで選択して指定する場合、数字は昇順（1、2、3、、10、11、12、、）で表示すること。	必須
	目標物検索	目標物による地図検索ができること。	必須
		キーワード入力による地図検索ができること。キーワードは文字の部分一致で検索できること。	必須
		リスト選択による地図検索ができること。	必須
	ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。	必須
	座標検索	経度・緯度を指定して位置が検索できること。	必須
		地図の任意地点の経度・緯度を表示できること。	必須
	串刺し検索	複数レイヤを対象に、地図の任意地点にある全地物の属性を一括して検出、確認できること。	必須
	印刷・出力	印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。
			コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。
			方位、スケール、凡例などを合わせて印刷できること。
			印刷様式のひな形（A3、A4）を複数用意すること。
		データ出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。
			画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツをPDFとして出力できること。
			CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、出力項目等の管理が可能であること。
		計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。
			距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。
			計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。
	作図機能	作図	地図上に一時的な図形（点・線・面等）を作成できること。
			一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。
	スマートフォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグなどスマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。
	ユーザサポート	操作ガイド	地図表示中に、ヘルプまたはマニュアルがシステム上で利用できること。
オープンデータ	公開機能	公開	地図データをオープンデータとして公開する機能があること。
管理機能	お知らせ機能	お知らせ、新着情報の表示	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。
	地図表示機能	レイヤ表示	線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。 （事業者による対応でもよい。）